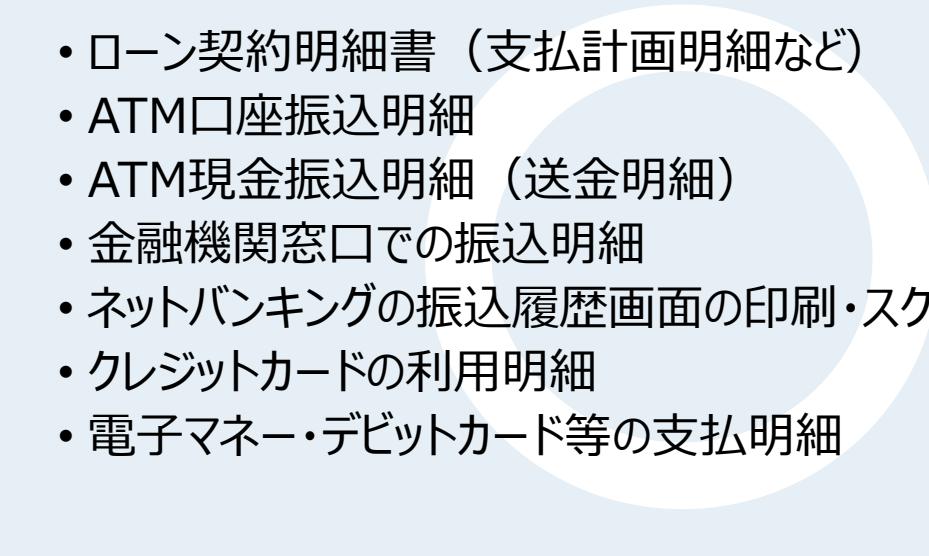


重要なお知らせ

【重要】

令和8年度事業より金融機関発行の証明書等の提出が必須となります
— 不正防止のための提出書類見直しのお知らせ —

不正防止対策の一環として、**令和8年度に事前申込を受け付けた申請から実績報告提出時に「金融機関発行の証明書等」の提出を必須**といたします。「現金の受け渡し」による取引は、**助成の対象外となります**ので、ご注意ください。

認められる金融機関発行の証明書等の例	対象外となる支払方法
<ul style="list-style-type: none">・ローン契約明細書（支払計画明細など）・ATM口座振込明細・ATM現金振込明細（送金明細）・金融機関窓口での振込明細・ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・スクリーンショット・クレジットカードの利用明細・電子マネー・デビットカード等の支払明細	 <ul style="list-style-type: none">・現金の受け渡し

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

①既存住宅における省エネ改修促進事業

令和8年度の主な変更点

○高断熱窓・ドアの助成単価拡充（1/2相当額）

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

①既存住宅における省エネ改修促進事業

令和8年度の主な変更点

- 高断熱窓・ドアの上限額について見直し
- 壁/床等断熱の要件緩和
- 高断熱浴槽を単価制へ

助成対象	助成率・額		主な要件																			
高断熱窓 高断熱ドア		【上限額について】 1申請の合計助成額が、以下の表のとおり、申請属性によりそれぞれ定める額を超えない範囲で支援します。																				
		<p>【R7からの変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成単価1/3→1/2相当に拡充に伴う上限額増 ・集合住宅（全体改修）について、各戸で上限額を規定→申請全体の上限額に変更 																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請属性</th> <th>改修窓種別</th> <th>通常断熱窓</th> <th>断熱防犯窓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅</td> <td></td> <td>200万円/戸</td> <td>300万円/戸</td> </tr> <tr> <td>集合住宅（戸別改修）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集合住宅 (全体改修)</td> <td rowspan="2">窓・ドアの 改修戸数</td> <td>49戸以下</td> <td>200万円/戸×改修戸数</td> </tr> <tr> <td>50戸以上</td> <td>240万円/戸×改修戸数</td> </tr> </tbody> </table>			申請属性	改修窓種別	通常断熱窓	断熱防犯窓	戸建住宅		200万円/戸	300万円/戸	集合住宅（戸別改修）				集合住宅 (全体改修)	窓・ドアの 改修戸数	49戸以下	200万円/戸×改修戸数	50戸以上	240万円/戸×改修戸数
申請属性	改修窓種別	通常断熱窓	断熱防犯窓																			
戸建住宅		200万円/戸	300万円/戸																			
集合住宅（戸別改修）																						
集合住宅 (全体改修)	窓・ドアの 改修戸数	49戸以下	200万円/戸×改修戸数																			
		50戸以上	240万円/戸×改修戸数																			
壁/床等断熱	1/3（上限100万円/戸）	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・国補助の登録製品であること ・1つ以上の居室において全ての外皮部分に断熱材を設置し、部位ごとの基準を満たす改修であること。又は改修後、断熱性能等級5以上であること。 																			
高断熱浴槽	見直し	9.5万円/戸	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS A5532:2011に適合した高断熱浴槽を設置すること 																			

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

②家庭における蓄電池導入促進事業

令和8年度の主な変更点

○助成単価を見直し、上限額の設定 ○DR実証参加促進のため支援を拡充

助成対象		助成率・額	主な要件
蓄電池システム	新設 見直し	10万円/kWh (DR実証参加しない場合、上限120万円/戸)	・太陽光パネルが設置済/同時設置（太陽光パネルがない場合は、再エネ電力メニューに契約すること）
	既存蓄電池の蓄電ユニット増設 見直し	6万円/kWh (DR実証参加しない場合、上限72万円/戸)	・太陽光パネル設置済であること
	DR実証参加上乗せ	+10万円/件	・蓄電池システム新設/ユニット増設時にDR実証参加すること
IoT機器	見直し	5万円/台	・蓄電池新設/増設時にDR実証参加に伴うIoT機器設置が対象

③戸建住宅におけるV2H普及促進事業

助成対象	助成率	主な要件
V2H	1/2 (上限50万円)	
	10/10 (上限100万円)	太陽光発電設備、EV/PHV、V2Hが揃う場合

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

④熱と電気の有効利用促進事業

令和8年度の主な変更点

○DR実証参加促進のため支援を拡充

助成対象	助成率・額	主な要件	
太陽熱利用システム	1/2 (上限55万円/戸)	・自然循環型（太陽熱温水器）を除く	
地中熱利用システム	3/5 (上限180万円/台)	・クローズドループ型であること ・暖房時エネルギー消費効率（定格COP値）が3.7以上であること	
エコキュート・ハイブリッド給湯器	①(太陽光パネル連携) 14万円/台	・太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること	以下の性能を満たすこと ・エコキュート： ・トップランナーモード2025年度目標値 ・ハイブリッド給湯器： ・日本ガス石油機器工業会の規格 （JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上
	②(再エネ電力契約) 5万円/台	・再エネ電力メニューに契約すること	
	拡充 ③(DR実証参加) 8万円/台	・エコキュート等新設時にDR実証の参加すること	
DR実証参加上乗せ	①又は②+8万円/台	・エコキュート等新設時にデマンドレスポンス実証参加すること（①又は②の場合のみ）	
IoT機器	拡充 5万円/台	・エコキュート等新設時にDR実証参加に伴うIoT機器設置が対象	

- ・太陽光・地中熱利用システムの機器更新に対する支援

助成対象	助成率・額	主な要件
太陽熱利用システム 補助熱源機	1/2 (上限10万円/台)	・太陽熱利用システムを既に設置している住宅
地中熱利用システム ヒートポンプエアコン	1/2 (上限27.5万円/台)	・地中熱利用システムを既に設置している住宅

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

⑤家庭における太陽光発電導入促進事業

令和8年度の主な変更点

○機能性PVの区分拡充

助成対象	種別	助成額
太陽光発電設備	新築住宅	[3.6kW以下] 12万円/kW (上限36万円) 3.6kW超] 10万円/kW (50kW未満)
	既存住宅	[3.75kW以下] 15万円/kW (上限45万円) 3.75kW超] 12万円/kW (50kW未満)
陸屋根の住宅への上乗せ	防水工事	(既存集合住宅及び既存戸建住宅) 18万円/kW
	架台設置	(集合住宅) 20万円/kW (既存戸建住宅) 10万円/kW
機能性PVへの上乗せ	拡充	機能性の区分に応じて 10万円 、8万円、5万円、2万円又は1万円/kW

- 既設の太陽光発電のパワーコンディショナの更新に対する支援

助成対象	助成率・額
パワーコンディショナ更新	1/2 (上限10万円/台)

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

①～⑤共通の助成メニュー

助成対象機器の設置工事の際、リフォーム瑕疵保険に加入に対する支援を実施します。

助成対象	助成額	主な要件
助成対象設備の設置工事に伴い、 リフォーム瑕疵保険への加入	7,000円/契約	実施する工事について、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人 が取り扱うリフォーム瑕疵保険・大規模修繕工事瑕疵保険へ加入すること

⑥分譲マンション省エネ型給湯機器導入促進事業

令和8年度の主な変更点 戸別申請を対象化 従来型給湯器からの交換を要件化 ドレン排水処理工事に対する上乗せを実施

助成対象	助成率・額	主な要件
分譲マンションにおける エコジョーズ・エコフィールへの交換 見直し	(追い焚き機能あり) 7万円/台 (追い焚き機能なし) 5万円/台	・国の賃貸集合住宅給湯省エネ事業2026に登録されている製品であること ・ 従来型給湯器からの交換 （既存の従来型給湯器の写真の提出が必須）
再エネ電力に契約した場合上乗せ	+3万円/台	・再エネ電力メニューに契約すること
ドレン排水ガイド設置工事 拡充	+3万円/台	ドレン排水ガイドを敷設する工事を実施した場合上乗せ
浴室へのドレン水排水工事 拡充	+3万円/台	三方弁工事又は三本管（二重管含む）工事を実施した場合上乗せ

申請に係る注意事項

(公財) 東京都環境公社が実施する各種助成金は、都民・事業者の税金を財源として実施しており、その適正な執行が強く求められています。

助成金の申請や受給において、虚偽の申告、書類の改ざん、関係者間の取引の偽装など、虚偽や不正、違法な行為があった場合には、助成金の受給の時期を問わず、厳正に対処いたしますので、このような行為は絶対に行わないでください。また、申請にあっては、助成金の各要綱や法令の規定を遵守してください。

■同一設備に対する都の他の助成金の併給禁止

エコキュート等・エコジョーズについて、本事業とゼロエミポイントとの併給はできません。当該設備の購入時ご注意ください。

■申請時の誓約事項

機器設置に際し、各種ガイドラインを準拠、及び、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」で定める日常生活の騒音・振動の基準の遵守を、本事業申請時の誓約事項としています。

【ガイドライン】

エコキュート等

家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック（一般社団法人 日本冷凍空調工業会）
https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html

太陽光発電設備

太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）
<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】

環境確保条例では、日常生活等における騒音・振動の大きさの基準値を定めています。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/index.html